

サーマルカメラを製造・販売する事業者の皆様へ

令和 5 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会

サーマルカメラを製造・販売する場合の個人情報保護法上の
留意点について（注意喚起）（案）

新型コロナウイルス感染症の対策のために急速に普及したサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）には、顔画像を取得する機能を有するものがあることが確認されている。

特定の個人を識別することができる顔画像は「個人情報」（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項）に該当するため、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得している場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等は、当該サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていることになる。また、サーマルカメラにより取得した個人情報に該当する顔画像を含む情報の集合物が、特定の個人に係る画像情報を検索することができるようになっている等、電子計算機を用いて特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されている場合には、当該顔画像を含む情報の集合物は「個人情報データベース等」（法第 16 条第 1 項）に該当する。

サーマルカメラにより取り扱っている顔画像が個人情報に該当する場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等には法の規律が適用される。しかしながら、サーマルカメラを使用する事業者等において、サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていても、このことが十分に認識されず、適用を受ける法の規律が遵守されずに顔画像の取得、サーマルカメラの廃棄等が行われている可能性があることから、サーマルカメラを製造・販売する事業者においては、末尾に掲げるサーマルカメラを使用する事業者等向けの注意喚起等も参照の上、サーマルカメラのユーザーに対し、特に以下の点について、適切に周知を図っていただきたい。

また、サーマルカメラ等のカメラ製品を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等のほか、末尾に掲げるカメラに関する Q & A も必要に応じて参考にしていきたい。

【サーマルカメラのユーザーに周知を図っていただきたい事項】

- ① 製造・販売するサーマルカメラが顔画像を取得している場合は、当該サーマルカメラのユーザーがそのことを認識できるよう、取扱説明書に顔画像を取得していることを記載する等の適宜の方法により明示すること。
- ② 製造・販売するサーマルカメラが顔画像を取得し保存する機能を有する場合は、当該サーマルカメラのユーザーが顔画像のデータが保存されていることを認識した上で、保存された顔画像のデータの確認、消去等を適切に行うことができるよう、顔画像のデータを保存していること、データの確認方法、及びデータの消去方法等について、取扱説明書に記載する等の適宜の方法により明示すること。
- ③ その他、製造・販売するサーマルカメラのユーザーにおいて、法の規律を遵守する前提として認識することが有用と考えられる事項を、必要に応じて周知すること。

○サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について（注意喚起）（サーマルカメラを使用する事業者等向け）

<http://●●>

○カメラに関するQ&A（『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」より抜粋）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_QA.pdf

以 上